

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)
川場村の令和7年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 70,000 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 580,153 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	128,559	77,388	0	442	11,122	39,607
	老人福祉事業	38,729	407	0	0	8,402	29,920
	児童福祉事業	196,324	139,566	0	5,427	11,254	40,077
社会保険	国民健康保険事業	34,624	17,580	0	0	3,737	13,307
	介護保険事業	64,948	2,480	0	1,200	13,432	47,836
	後期高齢者医療保険事業	66,352	8,848	0	0	12,607	44,897
保健衛生	保健衛生事業	50,617	6,605	0	925	9,446	33,641
合 計		580,153	252,874	0	7,994	70,000	249,285

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。